

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

保護措置の実施に必要な組織及び体制や関係機関との連携体制等に関する平素からの備えについて定める。

#### 第1節 市における組織・体制の整備

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、実施に必要な初動体制の整備について定める。

##### 1 初動体制の確立

###### (1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な初動要員等の職員を迅速に確保できる体制を整備する。

###### 【初動要員について】

- 1 初動要員は、30分以内に出勤可能な職員をあらかじめ指名する。
- 2 初動要員は、可能な限り速やかに指定場所に参集し、次の活動を行う。
  - ① 各種通信システムの起動、資機材の配置等
  - ② 情報収集伝達
  - ③ 警戒活動

###### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防体制との連携を図り、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

###### (3) 体制の整備

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるための体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長が行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

###### (4) 職員連絡網の整備

市は、緊急時における参集予定職員の連絡網をあらかじめ整備し、職員は携帯電話等を携行するなど常時連絡がとれるよう努めるものとする。

(5) 代替職員の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(6) 職員の服務基準

市は、各体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務をあらかじめ定めておくこととする。

## 2 消防機関の体制

(1) 消防局における体制

消防本部、消防署における初動体制の確保を図るとともに、職員の参集基準を定める。

その際、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な保護措置が実施できる体制を整備する。

また、大規模又は活動の困難性が予測される武力攻撃災害などへの対処のため、高度な技術・資機材を有する高度救助隊等を整備し、人命救助体制の強化等を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを考慮し、県と連携し、地域住民と消防団との連携強化の促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備等を支援し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する保護措置についての研修を実施するとともに、保護措置についての訓練への消防団の積極的な参加が得られるよう配慮する。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

(1) 防災における連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災における連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、迅速かつ的確な保護措置の実施に資するため、関係機関による意見交換の場を設けること等により、平素から関係機関との意思疎通を図る。

## **2 県との連携**

(1) 県の連絡先の把握と情報の共有

市は、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、警報の内容、避難及び救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(2) 市保護計画の県との協議

市は、県との市保護計画の協議を通じて、県の行う保護措置と市の行う保護措置との整合性の確保を図る。

(3) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

## **3 近接市町等との連携**

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

なお、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直し等を行った場合には、県に情報提供を行う。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防機関の活動が円滑に行われるよう、必要により近接市町の消防機関との応援体制の

整備を図ることや、既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、なお一層の消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

#### **4 指定公共機関等との連携**

(1) 指定公共機関等との連携

市は、市内の指定公共機関等と十分な情報交換を行うなど緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの訓練等を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、NBC攻撃等による特殊な災害への対応が迅速に行えるよう日本中毒情報センター等専門的な知見を有する機関の把握と連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

### **第3節 市民に期待される取組等**

保護措置の円滑な実施のため市民に期待される取組や市民との連携等について示す。

#### **1 市民に期待される取組**

迅速かつ的確に保護措置が実施されるよう、市民には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。

(1) 地域住民及び自治会、婦人会等に期待される取組

① 平素における取組

ア 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。

イ けがなどに対する応急処置等に関する知識を身につける。

ウ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。

エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

## ② 武力攻撃事態等における取組

- ア 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ウ 自治会、婦人会等は、市からの警報等の情報を広く市民に連絡する。
- エ 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

## (2) 自主防災組織に期待される取組

## ① 平素における取組

- ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- イ 県と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障害者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- ウ 地域における危険箇所を把握しておく。
- エ 市や関係機関と連携して、訓練を実施する。

## ② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を市民に伝達する。
- イ 地域住民の安否確認を行う。
- ウ 市や関係機関と連携して、避難住民を誘導する。

## (3) 事業所等に期待される取組

## ① 平素における取組

- ア 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
- イ 事業所内における危険箇所を把握する。
- ウ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
- エ 市や関係機関と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

## ② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。
- イ 従業員により、顧客等の避難指導を行う。
- ウ 従業員等の安否確認を行う。
- エ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

## 2 市民との連携

## (1) 地域住民との連携

市は、県と協力しながら、地域住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、婦人会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2) 企業・団体との連携

市は、県と協力しながら、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、市は、社会福祉協議会等の社会事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努める。

**3 自主防災組織に対する支援** (法4Ⅲ)

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進するとともに、保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う自発的な活動の支援に努める。また、市は、県と協力しながら、自主防災組織相互間や、自主防災組織と消防団との間の連携が図られるよう努める。

**4 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援** (法4Ⅲ)

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、避難所における救援等のボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

**第4節 通信の確保**

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

**1 非常通信体制の整備**

(1) 非常通信体制の充実強化

市は、保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された「近畿地方非常通信協議会」との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

## ① 施設・設備面

- ア 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取り扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ウ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。

## ② 運用面

- ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信ふくそう時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- エ 無線通信系の通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- キ 市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両、町内放送等を活用するとともに、高齢者、障害者等その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

**2 情報通信機器等の活用**

## (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

市は、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃等に係る警報を迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

## (2) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した、緊急情報の双方向通信システムである、「緊急情報ネットワークシステム」（Em-Net）の安定使用を図り、国（内閣官房）からの国民保

護関連情報を収集する。

(3) 防災行政無線

災害時の連絡を迅速かつ的確に行うため、防災行政無線を活用するとともに、移動系の通信については、IP無線機を活用する。

(4) フェニックス防災システム

市は、関係機関相互の情報収集、伝達等において、フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）を活用する。

(5) 兵庫衛星通信ネットワーク

市は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を活用し、関係機関との通信を確保する。

## 第5節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃事態等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を個人情報保護に配慮しつつ収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 情報の共有

市は、保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等と十分な協議の上、協力体制を構築するなど、高齢者、障害者等に対する伝達に配慮する。



## (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の拡充に努める。

## (3) 県警察・海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察・海上保安部との十分な連携に努める。

## (4) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

## (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

## (6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

## (1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。《資料編42P参照》

**【収集・報告すべき情報】**（令23 I・II・24 I）

1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様）

- ① 氏名（フリガナ）
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

- ⑦ 避難施設等の居所
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑪ 安否情報の回答等についての希望等
  - ア 親族・同居者への回答の希望
  - イ 知人への回答の希望
  - ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意
- 2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）
  - ⑫ 死亡の日時、場所及び状況
  - ⑬ 遺体の安置されている場所

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

### 第6節 研修及び訓練

市職員は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、研修を通じて保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて対処能力の向上に努める必要がある。このため、以下のとおり研修及び訓練について定める。

## 1 研修

### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国・県の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に協力を求める。

## 2 訓練 (法42)

### (1) 市における訓練の実施

市は、単独又は近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等関係機関との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練など実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる図上訓練等、実践的な訓練となるよう努める。

#### 【訓練の例】

訓練の形態	訓練の項目
市対策本部設置運営訓練	職員の非常参集、本部の設置、職員の動員配備、情報の収集・伝達、武力攻撃災害の想定に応じた応急対策の検討等の訓練
通知・伝達訓練	住民や関係機関等に対する警報・避難の指示等の円滑な伝達を図るための訓練

避難誘導訓練	市の区域を越える広域的な避難を想定した避難施設・避難経路の確認、避難住民の誘導等の訓練
救援訓練	避難施設の開設、炊き出し、医療等の訓練
NBC攻撃災害への対処訓練	NBC攻撃災害の発生を想定した警戒区域の設定、原因物質の特定、除染、医療救護等の訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 保護措置と防災上の措置との間で共通する項目については、保護措置についての訓練と防災訓練とを共同して実施する。
- ② 保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織などの協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者等その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施後には評価を行い、教訓や課題を明らかにし、市保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。